

特記事項（別添1）

項 目	内 容
1 追加事項1	
暴力団等の排除について	(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。 (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。 (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。 (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。 (5) 受注者は、(4)により警察へ通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。 (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。 (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。 (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。
2 追加事項2	
主任技術者の兼務について	(1) 配置予定の技術者の雇用関係及び専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）に基づき適正に配置することとし、兼務できる工事の数は専任が必要な工事を含む場合は2件までとする。
3 追加事項3	
現場代理人の兼務について	(1) 石巻市工事請負契約約款第10条第3項に基づき、発注者が認めた場合には工事現場における常駐を要しないこととし、石巻市が発注する複数工事の現場代理人の兼務を認め、兼務できる工事の件数は2件までとする。ただし、建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。
4 追加事項4	
建設業退職金共済制度について	(1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書の写しを請負契約締結後1ヶ月以内に発注者に、また、工事完成時には履行状況について、監督職員を通じて検査職員に提出しなければならない。
5 追加事項5	
市内企業及び資材活用促進について	(1) 受注者は、下請契約を締結及び資材を調達する場合は、当該契約・調達先として市内業者を優先的に採用するよう努めること。なお、市内業者とは、石巻市内に本店・支店を置く事業者をいう。
6 追加事項6	
工事検査書類の簡素化等について	(1) 受注者は、工事を進めるにあたり、「完成書類一覧」や「完成書類の主な注意点」に基づき、作成書類の簡素化等に努めること。 以下の石巻市ホームページを参考すること。 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/20240402103038.html
7 追加事項7	
中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について	1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2. 調達検討資材については、受発注者による協議により決定するものとする。 3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を通常よりも高額の価格で調達した場合 4. 受注者は、本工事で使用した調達検討資材すべての証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。